

GPS/JIPS 安全性要約書

1. 物質名 (SUBSTANCE NAME)

塩化水素 (CAS 番号 7647-01-0)

2. 物質の概要 (GENERAL STATEMENT)

高純度塩化水素は半導体のエッチング用に製造された高純度の液化ガスです。本製品は無色で刺激臭のある気体であり、エッチング用途で使用されることから、強い腐食性を示します。取扱う際は、保護具や換気装置で本製品との接触を避けて下さい。また、人体、特に肺等の呼吸器に対して強い毒性があり、吸入すると生命に危険が及びます。そのため、使用時には保護具を着用し、眼の保護、皮膚の保護、吸入の防止を図る必要があります。

3. 化学的特性 (CHEMICAL IDENTITY)

| 項目 | 内容 |
|----------|-----------------------|
| 化学名又は一般名 | 塩化水素 |
| 製品名 | 高純度塩化水素 |
| 別名 | 無水塩酸 |
| 出典・備考 | 昭和電工株式会社発行の SDS 第 3 項 |

組成

| 化学名 | 濃度(%) | 化学式等 | 官報公示整理番号 | | CAS番号 |
|------|---------|------|----------|--------|-----------|
| | | | 化審法番号 | 安衛法番号 | |
| 塩化水素 | ≥99.999 | HCl | (1)-215 | 既存化学物質 | 7647-01-0 |

4. 使用・用途と適用 (USES AND APPLICATIONS)

| | |
|------|------------------------------|
| 主な用途 | 本製品は、エッチングガスとして半導体材料に使用されます。 |
|------|------------------------------|

5. 物理化学的特性 (PHYSICAL/CHEMICAL PROPERTIES)

本製品は液化ガスの状態で輸送・使用されます。融点が低く、液化ガスと皮膚が接触すると凍傷を起こすことがあります。

| | |
|-------------------------|---|
| 物理状態 | 気体 |
| 外観 | 液化ガス |
| 色 | 無色 |
| 臭い | 刺激臭 |
| pH | 0.1(1.0N); 1.10(0.1N); 2.02(0.01N); 3.02(0.001N); 4.01(0.0001N) |
| 融点/沸点 | -114.22 °C / -85.05 °C (1013hPa) |
| 引火点 | 不燃性 |
| 臨界温度 | 51.49°C |
| 自然発火点 | 不燃性 |
| 蒸気圧 | 35424 mm Hg (25°C) |
| 相対密度 | 1.268 (空気=1) |
| 密度 | 1.639 g/cm ³ (0°C) |
| 相対ガス密度 | データなし |
| 水への溶解度 | 82.3 g/100ml (0°C) |
| n-オクタノール/水分配係数 (LogPow) | 0.25 |

出典・備考

昭和電工株式会社発行のSDS第9,10項

6. ヒト健康影響 (HEALTH EFFECTS)

| 危険有害性項目 | GHSによる分類結果および評価コメント |
|---|-------------------------------------|
| 急性毒性(経口) | 区分 3 飲み込むと有毒 |
| 急性毒性(経皮) | 分類できない |
| 急性毒性(吸入:気体) | 区分 3 吸入すると有毒 |
| 急性毒性(吸入:蒸気) | 区分に該当しない(非該当) |
| 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) | 区分に該当しない(非該当) |
| 皮膚腐食性/刺激性 | 区分 1 重篤な皮膚の薬傷 |
| 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 | 区分 1 重篤な眼の損傷 |
| 呼吸器感受性 | 区分 1 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ |
| 皮膚感受性 | 区分に該当しない |
| 生殖細胞変異原性 | 分類できない |
| 発がん性 | 分類できない |
| 生殖毒性 | 分類できない |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分1臓器の障害 (呼吸器系) |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 区分1長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (歯, 呼吸器系) |
| 誤えん有害性 | 区分に該当しない(非該当) |
| 出典・備考 | 昭和電工株式会社発行のSDS第2,11項 |
| <p>・GHS (Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals): 世界的に統一されたルールに従い、化学品を危険有害性の種類と程度により分類し、その情報をラベルで表示し、安全データシートを提供したりするシステムです。</p> <p>・区分に該当しない(非該当): GHSで定義される物理的性質に該当しないため、当該区分での分類の対象となっていません。</p> <p>・区分に該当しない: GHS分類を行うのに十分な情報が得られており、分類を行った結果、GHSで規定するいずれの区分にも該当しないと考えられます。</p> <p>・分類できない: 分類を確定するための十分に信頼性のあるデータがなく、分類できません。</p> | |

7. 環境影響 (ENVIRONMENTAL EFFECTS)

| 危険有害性項目 | GHSによる分類結果および評価コメント |
|----------------|----------------------|
| 水生環境有害性 短期(急性) | 区分1 水生生物に非常に強い毒性 |
| 水生環境有害性 長期(慢性) | 区分に該当しない |
| オゾン層への有害性 | 分類できない |
| 出典・備考 | 昭和電工株式会社発行のSDS第2,12項 |

環境中の運命・動態

| | |
|-------------|--|
| 土壌中の移動性 | 追加情報なし |
| 残留性・分解性 | 追加情報なし |
| 生体蓄積性 | 追加情報なし |
| PBT/vPvBの結論 | PBT(環境中に残留し、高い生物蓄積性と強い毒性を有する)、vPvB(環境中に非常に残留し、非常に高い生物蓄積性を有する)には該当しないと考えられます。 |
| 出典・備考 | 昭和電工株式会社発行のSDS第2, 12項 |

8. ばく露 (EXPOSURE)

| 詳細 | ばく露の可能性 |
|-------|---|
| 作業ばく露 | 本製品は、十分に管理された閉鎖系・連続プロセスで使用されますが、作業において、メンテナンス、サンプリングおよび装置故障 |

| | |
|--------|---|
| | <p>の際等に、作業員への経皮・吸入ばく露の可能性がります (PROC2)。</p> <p>バッチ及びその他のプロセスでの作業において、メンテナンス、サンプリング、充填、排出及び装置故障の際等に、作業員への経皮・吸入ばく露の可能性がります (PROC 4)。</p> <p>専用設備での船舶または大容量コンテナからの物質や調剤の移し替え作業 (例: 塵/蒸気/エアロゾルの発生、流出、装置の清掃) に伴い、経皮・吸入ばく露の可能性がります (PROC8b)。</p> <p>成形品への噴霧や加工に用いる作業により、作業員への吸入ばく露の可能性がります (PROC14)。</p> |
| 消費者ばく露 | 本製品は、一般消費者にて直接使用されることはありません。 |
| 環境ばく露 | <p>本製品は、通常、閉鎖系プロセスで製造・使用されるので、環境への排出は限られますが、製造工程で、主に大気及び水環境へ放出される可能性がります (ERC 1、7)。</p> <p>製造や調合工程での金属加工助剤として用いられ、主に大気及び水環境へ多く放出されやすいです。また土壌環境へも放出される可能性がります (ERC 4)。</p> |
| 注意事項 | 他の用途におけるばく露の可能性がある場合、推奨するリスク管理措置を参考に適切な措置を実施して下さい。 |

9. 推奨するリスク管理措置 (RISK MANAGEMENT RECOMMENDATIONS)

推奨するリスク管理措置により、8項のばく露シナリオによる作業員、消費者および環境に対するリスクは、最小化可能と考えられます。

| 詳細 | 推奨するリスク管理措置 |
|-----|---|
| 作業員 | <p>技術的対策: 本製品は強い腐食性のある液化ガスであり、取扱い時には接触、吸入の防止のため、適切な保護具を着用し局所排気装置を使用した強制全体換気のある室内で取扱って下さい。それら保護具、装置の材質は本製品の腐食性等の点から耐性のある適切なものを用い、ガス漏洩検知器、排気装置、除害装置等を設けて下さい。取扱い場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置して下さい。</p> <p>局所排気・全体換気: 本製品のサンプリング、使用場所の洗浄の際には、ばく露の可能性があるため、強制全体換気のある室内で実施して下さい。本製品の移し替え、製品へ噴霧などを行う際には局所排気装置または閉鎖環境下で実施して下さい。</p> <p>許容濃度 塩化水素については、日本産業衛生学会 許容濃度 2 ppm (最大許容濃度)、ACGIH (米国産業衛生専門家会議) TLV-STEL C (短時間暴露限界、天井値) 2 ppm が公表されています。これらの値を下回るように、管理・制御して下さい。</p> <p>保護具: 作業の際は、呼吸用保護具 (認可を受けた酸性ガス用防毒マスク (捕集率 95%以上のマスク))、および皮膚への接触を避けるため耐薬品性のあるゴム製手袋 (APF20 (防護率 95%))、眼への接触を避けるため保護メガネ (間接通気形、密閉形、面体) を着用して下さい。さらに、使用状況に応じて不浸透性の保護服 (簡易形、密閉形、送気形)、保護長靴を使用して下さい。</p> <p>保護具例</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>呼吸用保護具：防毒マスク(酸性ガス用(捕集率 95%以上のマスク))、陽圧の給気式保護具(送気マスク、自給式呼吸器)など</p> <p>手の保護具：耐薬品性のあるゴム製手袋(APF20 (防護率 95%))</p> <p>眼の保護具：保護メガネ(間接通気形、密閉形)、面体</p> <p>皮膚及び身体の保護具：不浸透性の保護服(簡易形、密閉形、送気形)、保護長靴</p> <p>注意事項： 作業責任者は、作業者に適切な保護具の選択や正しい使用方法、または作業現場の管理方法などの教育をして下さい。</p> |
| 消費者 | 当社製品は、一般消費者にて直接使用されることはありません。 |
| 環境 | 流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意して下さい。漏洩防止策を講じ、定期的な排出量の確認、日常管理、取扱いに注意を払って下さい。 |
| 特記事項(漏出時の緊急措置など) | <p>人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置： 作業者は適切な保護具を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避けて下さい。風下の人を退避させ、漏洩場所の周辺にはロープを張るなどして人の立入を禁止して下さい。 塩化水素自身は不燃性で燃えたり引火したりすることはありませんが、金属と反応して水素を発生し、これが配管や容器に溜ると火災や爆発の原因となることがあります。周辺火災や塩化水素を巻き込んだ火災の消火には、粉末、二酸化炭素、泡等及び塩化水素ガスの拡散防止に噴霧散水が効果的です。</p> <p>環境に対する注意事項： 漏出物を直接に河川や下水に流さないで下さい。塩化水素の拡散防止のため噴霧散水を行いますが、漏洩容器には散水しないで下さい(漏洩の促進、腐食による漏洩傷口の拡大を防ぐため)。 漏洩の措置活動には有害ガス状物質の吸入や皮膚へのばく露がないよう、風上から保護具を着用し行って下さい。散水等により生じた排水は、重曹、ソーダ灰等の中和剤を使用しますが、適切な保護具を着用して行って下さい。</p> |
| 注意事項 | 通常での取扱い、緊急時対応、廃棄時、輸送時の管理措置は、昭和電工(株)発行のSDSの4,5,6,7,8,13,14項を参照して下さい。 |


10. 政府機関のレビュー状況 (STATE AGENCY REVIEW)

| 有害性評価 | レビュー状況 |
|-------------------------------------|---|
| IPCS (国際化学物質安全性計画) | 国際化学物質安全性カード https://www.ilo.org/dyn/icsc/showcard.display?p_lang=ja&p_card_id=0163&p_version=2 |
| OECD (経済協力開発機構) | 高生産量化学物質(HPV chemicals)点検計画 https://hpcchemicals.oecd.org/UI/Search.aspx |
| NITE-CHRIP (NITE 化学物質総合情報提供システム) | https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/srhInput |
| 政府によるGHS分類結果 | https://www.nite.go.jp/chem/ghs/m-nite-7647-01-0.html |

11. 法規制情報/GHS分類情報・ラベル情報

(REGULATORY INFORMATION/GHS CLASSIFICATION AND LABELLING INFORMATION)

| 適用法令 | 規制状況 |
|----------------------|---|
| 労働安全衛生法 | 特定化学物質第3類物質(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第6号) 塩化水素 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 塩化水素 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 塩化水素(政令番号:98) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 歯科健康診断対象物質(法第66条第3項、施行令第22条第3項) |
| 毒物及び劇物取締法 | 劇物(法第2条別表第2) 塩化水素 |
| 水質汚濁防止法 | 指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3) 塩化水素 |
| 麻薬及び向精神薬取締法 | 麻薬向精神薬原料(法別表第4(9)、指定令第4条) |
| 消防法 | 貯蔵等の届出を要する物質(法第9条の3・危険物令第1条の10六別表2) 塩化水素 |
| 大気汚染防止法 | 排出規制物質(有害物質)(法第2条第1項3、政令第1条) 塩素及び塩化水素 特定物質(法第17条第1項、政令第10条) 塩化水素 |
| 海洋汚染防止法 | 有害液体物質(施行令別表第1) |
| 船舶安全法 | 高圧ガス・毒性高圧ガス(危規則第2, 3条危険物告示別表第1) |
| 航空法 | 高圧ガス・毒性高圧ガス(施行規則第194条危険物告示別表第1) |
| 港則法 | その他の危険物・高圧ガス(法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表) |
| 道路法 | 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2) |
| 高圧ガス保安法 | 液化ガス(法第2条3) 液化ガス |
| 化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) | 通知対象物質ではありません |
| 労働基準法 | 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1) 塩酸(塩化水素を含む) |
| 国連分類 | 2 |
| 国連番号 | UN1050 HYDROGEN CHLORIDE, ANHYDROUS |
| GHS 分類情報 | |
| 物理化学的危険性 | 高圧ガス 液化ガス |
| 健康有害性 | 急性毒性(経口) 区分 3 |
| | 急性毒性(吸入:気体) 区分 3 |
| | 皮膚腐食性/刺激性 区分 1 |

| | |
|--------------|--|
| | 眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性 区分 1 |
| | 呼吸器感受性 区分 1 |
| | 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分 1(呼吸器系) |
| | 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分 1(歯, 呼吸器系) |
| 環境有害性 | 水生環境有害性 短期(急性) 区分 1 |
| ラベル情報 | |
| 絵表示又はシンボル |  |
| 注意喚起語 | 危険 |
| 危険有害性情報 | <p>高圧ガス: 熱すると爆発の恐れ (H280)</p> <p>飲み込んだ場合や吸入した場合は有毒 (H301+H331) 重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷 (H314) 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ (H334)</p> <p>臓器の障害 (呼吸器系) (H370)</p> <p>長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (歯、呼吸器系) (H372)</p> <p>水生生物に非常に強い毒性 (H400)</p> |

12. 連絡先 (CONTACT INFORMATION)

| | |
|----------------|--------------------------------------|
| 会社名 | 昭和電工株式会社 |
| 住所 | 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー23 階 |
| 担当部門 | 情報電子化学品事業部 ファイン製品部 |
| 電話番号 / ファックス番号 | 044-520-1362 / 044-520-1366 |

13. 発行・改訂日、その他の情報

(DATE OF ISSUE / REVISION, ADDITIONAL INFORMATION)

発行日: 2022年12月27日

改訂:

| 改訂日 | 改訂項目 | 改訂箇所 | 版 |
|---|------|------|---|
| 記載の情報は、2022年4月6日 改訂版の安全データシート(SDS)に基づいています。 | | | |

その他の情報: 毒物及び劇物取締法における毒物劇物営業者の法人名称及び本社住所
(製造業者) 昭和電工株式会社 東京都港区芝大門 1-13-9

14. 免責条項 (DISCLAIMER)

安全性要約書は、化学産業界の自主的化学品管理の取組み(GPS/JIPS: Japan Initiative of Product Stewardship)の一環として作成されたものです。安全性要約書の目的は、対象品に関する安全な取扱いに関する情報を概要として提供することであり、リスク評価のプロセス及びヒト健康や環境への影響などの専門的な情報を提供するものではありません。また、安全データシート(SDS)や化学品安全性報告書(CSR)などのリスク評価に代わる文書として作成されたものではありません。本安全性要約書は、発行時点で入手可能な法令、資料、情報等のデータに基づいて、できる限り正確な記載に努めておりますが、すべてのデータを網羅したわけではありません。また、いかなる保証をするものでもありません。